

平成30年度 障がい者支援センターまるべり一事業計画(案)

I 基本方針

利用者一人ひとりの意思を尊重しながら自己実現のプロセスの支援を行います。

(しごと) ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を継続的に提供できる就労環境の整備を目指します。

(すまい) 利用者が有する能力に応じ、利用者本位の自立した地域生活が営めるよう支援します。

(そうだん) 障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で安心・安全に過ごすために、困り事や悩み事を気軽に相談できる「かかりつけ相談所(員)」を目指します。

II 実施内容

1 就労移行支援事業 利用定員6名

就労訓練の場を提供し、有期2年の中で事業所内の作業を通じ、能力・適性を勘案の上、就労に必要な知識及び能力向上のための支援を実施する。

また、関係機関との連携を図り、職場実習から一般就労へと繋がる支援と、就職後の定着支援として職場訪問や相談支援等に努め、就労が継続できるよう支援する。

- (1) 作業訓練 : 就労継続支援B型の各種作業訓練を通して、就労に適した能力を引き出し、企業に求められる技術を取得できるよう個別に支援する。
- (2) 社会適応訓練 : 就職に向けての模擬面接や、社会性向上のための職場マナー、言葉遣い、身だしなみ等の指導及び訓練を必要に応じて個別または集団で行うことにより、就職した際の職場適応力を高める。
- (3) 施設外支援(職場見学・実習)
: 実際に企業内で作業を行うことで、利用者の職場環境への適応状況の把握と
そのための訓練を実施する。
- (4) 就職支援 : ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、就職情報の提供、
マッチングのチェック、就職面接会への参加など、積極的な支援を行う。
また、履歴書、職務経歴書の作成支援も併せて行う。
- (5) 定着支援 : 職場訪問、定期連絡、相談支援等、常に寄り添う姿勢での支援を継続する。

2 就労継続支援B型事業 利用者定員34名

生産活動の場を提供し、作業を通じ安定した生活や社会との繋がりを作り、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を実施する。また、利用者の適性や障害特性に配慮した作業を通して、働くことへの「やり甲斐」を醸成し、併せて、生産性を高め、工賃の向上を目指す。

- (1) 作業訓練
 - ① 清掃・介護補助作業 : 施設外就労としての日常清掃等清掃請負作業及び介護補助作業として洗濯物整理及び下膳清掃請負作業。
 - ② 情報印刷作業 : 封筒、名刺、会議資料等の印刷及び設計図等のアパッチュアカード製作作業。
 - ③ 組立作業 : 自動車製造補助部品の段ボール組立作業他の軽作業。
 - ④ 販売(売店)作業 : 切手、はがき類、日用品の販売及び商品管理作業。

3 共同生活援助(グループホーム)事業 利用者定員20名

利用者が自分の人生を主体的に考えて、日々の生活に生きがいや潤いを感じて過ごすうえで日中の活動が充実すること、一日の生活リズムが安定していることが重要である。グループホ

ームにおいては、食事や入浴等の身体介助の他、金銭管理や社会参加活動等の相談援助を行う。利用者自らができることを行うことで残存機能の維持を図るとともに、一人ひとりの状態に合わせて食事や入浴等の身体介助の他、金銭管理や社会参加活動等の相談援助を行う。また、利用者が「地域住民の一人」としての認識を持つことができるよう、各種行事を通して地域の方々との交流を図る。

4 相談支援事業

障害福祉サービスや成年後見制度等の各種利用相談や情報提供を行い、障がい者（児）が自分の人生を主体的に考え、それを実現する、また、近づけるための取り組みを支援する。各関係機関と連携し情報共有を行うなどの橋渡しを行う。

(1) 指定一般相談支援事業

- ① 地域移行支援：障害者支援施設または障害児入所施設に入所している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や同行支援等を行う。
- ② 地域定着支援：居宅において主に単身で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行う。

(2) 指定特定相談支援事業

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい者、障害福祉サービス（居宅）を利用する全ての障がい児に対し、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成（サービス利用支援）及び支給決定後の見直し（継続サービス利用支援）を行う。

(3) 指定障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用する全ての障がい児に対し、支給決定時の障害児支援利用計画の作成（障害児支援利用援助）及び支給決定後の見直し（継続障害児支援利用援助）を行う。

Ⅲ 課題及び重点項目

1 就労移行支援事業

(1) 課題

- ① 円滑な新作業所開所に努める。（就B共通）
- ② 訓練プログラムの構築
- ③ ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターとの積極的連携
- ④ 一般就労後の職場定着支援の継続強化

(2) 重点項目

- ① 円滑な新作業所開所に努める。（就B共通）
平成30年7月を目途に新作業所に移行することから、各利用者の作業プログラムの早期作成と業務内容の見直しを図り、円滑に開所及び運営ができるよう努める。
- ② 訓練プログラムの構築
平成24年度から作業内容及び訓練内容についての検証を重ねてきたため、それを体系化し、訓練プログラムを完成させる。
- ③ ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターとの積極的連携
日頃から情報共有と連携を強化することで、利用者と企業とのマッチングの機会を増やす。
- ④ 一般就労後の職場定着支援の継続強化
不安の種を早期に発見し、解決に導くことで、継続的な就労が可能になるため、定期訪問等を実施し、職場環境や生活面の相談支援に取り組む。

2 就労継続支援B型事業

(1) 課題

- ① 円滑な新作業所開所及び運営に努める。(移行共通)
- ② 施設外就労での清掃事業の拡大を進めると共に新規軽作業の作業ルーティンの構築を図る。
- ③ 「やり甲斐」の醸成を図る。
- ④ 工賃向上計画に基づいて支給工賃の向上を目指す。

(2) 重点項目

- ① 円滑な新作業所開所及び運営に努める。(移行共通)
- ② 施設外就労での清掃事業の拡大を進めると共に新規軽作業の作業ルーティンの構築を図る。

継続した清掃請負作業を実施するためには、質の向上が不可欠であるため、日頃からの訓練の充実を図る。また、新規軽作業の作業工程及び出荷サイクルのルーティン化を図り、早期に安定し収益が入る仕組みづくりに努める。

- ③ 「やり甲斐」の醸成を図る。
働くことの楽しさを感じることでできる支援は、やがて達成感がもたらす「やり甲斐」に繋がる。このため、利用者各人ごとに作業プログラムを編成し、責任感と充実感がもてる支援に努める。
- ④ 工賃向上計画に基づいて支給工賃の向上を目指す。
製造原価及び販売管理経費の正確な把握と原価計算を実施し、適正な販売価格を設定し、利用者工賃の向上を目指す。(平成30年度 目標 20,000円以上)

3 共同生活援助(グループホーム)事業

(1) 課題

- ① 利用者の安心・安全な生活体制の再構築
- ② 利用者の重度化及び高齢化への対応
- ③ 地域住民や防災組織等との連携強化
- ④ 伊勢崎市や近隣市町村におけるニーズを探る

(2) 重点項目

- ① 利用者の安心・安全な生活体制の再構築
多くの利用者が入居して3年が経過した。各々が自分の生活リズムを整えることができているが、健康面や衛生面、身体機能面、余暇活動、家族との関わりなどにおいて課題が出ている。利用者一人ひとりの身体・健康状態や病状、生育歴等を把握したうえで個別支援計画を作成し、きめ細やかな支援を提供する。感染症や食中毒、介助方法等の職員研修を行うとともに、利用者に対しても健康セミナー等を企画し、自立生活や健康維持についての啓発を図る。
- ② 利用者の重度化及び高齢化への対応
障がいの重度化及び高齢化により、移乗や移動、入浴の場面において、転倒や転落、つまづき等で怪我や事故が増えている。利用者に対しては、健康面や身体機能面等にかかるリスクを伝えることで注意喚起、予防に努める。また、利用者や家族の意向に応じて、他のサービスの利用について、関係機関と連携して検討を進める。
- ③ 地域住民や防災組織等との連携強化
火災や地震の他、近年の異常気象により台風や洪水等による被害が想定される。地域防災は、「自助」、「共助」、「協働」が原則であり、利用者及び職員が自分の身は自分で守るという意識を持つことも必要。定期的な避難訓練や研修を通して知識や技術を身に付

ける。併せて地域住民や消防、警察等との連携が重要であるため、定期的で開催される地域総合訓練等に参加する。また、有事の際の防災拠点としての役割を担うために、非常食や毛布等の備蓄、保管管理を行うとともに地域へ周知する。

④ 伊勢崎市や近隣市町村におけるニーズを探る

市町村や基幹相談支援センター、地域の相談支援事業所、他法人のグループホーム等と連携し情報共有を図り、潜在的利用希望者や地域におけるニーズを掘り起こしていく。

4 相談支援事業

(1) 課題

- ① 在宅障がい者（児）に対する相談支援の拡充
- ② 障害児及び家族に対する相談支援の充実
- ③ 基幹相談支援センターとの連携強化を図る
- ④ 利用者一人ひとりのサービス等利用計画の質の向上

(2) 重点項目

- ① 在宅障がい者（児）に対する相談支援の拡充
在宅で生活している障がい者（児）および家族に対して、地域定着支援サービスを活用し、電話連絡や居宅訪問等を行い、情報の収集や安否・困り事の確認を行う。伊勢崎市において唯一、地域定着支援を実施している事業所として、その機能を最大限に発揮する。
- ② 障害児及び家族に対する相談支援の充実
発達障害や自閉スペクトラム症など、多様な子どもに対する知識や相談スキルを高める。成長の過程における様々な課題について、こども発達支援センターや各種サービス提供事業所等の関係機関と連携して支援する。
- ③ 基幹相談支援センターとの連携強化を図る
事業所の特性上、知的や精神にかかる相談経験が乏しいため、各障害種別の専門スタッフを配置している基幹相談支援センターとの連携を強化する。定期的で開催される連絡会・事例検討・協議会に参加し、情報の共有や相談支援専門員のスキルアップを図る。
- ④ 利用者一人ひとりのサービス等利用計画の質の向上
利用者にとって、サービス等利用計画が将来設計における一つのツールとして活用されるよう中長期的な視点を盛り込む他、フォーマル、インフォーマルの社会資源を取り入れたトータルプランの作成に努める。

IV 数値目標

実施事業	定員/件数	目標値	備考
就労移行支援事業	6名	65%	
就労継続支援B型事業	34名	85%	
共同生活援助事業	20名	92%	

実施事業	契約者数	目標値	備考
相談支援事業			
一般相談	3名	一件	
計画相談支援	169名	24件	月平均
障害児相談支援	3名	一件	